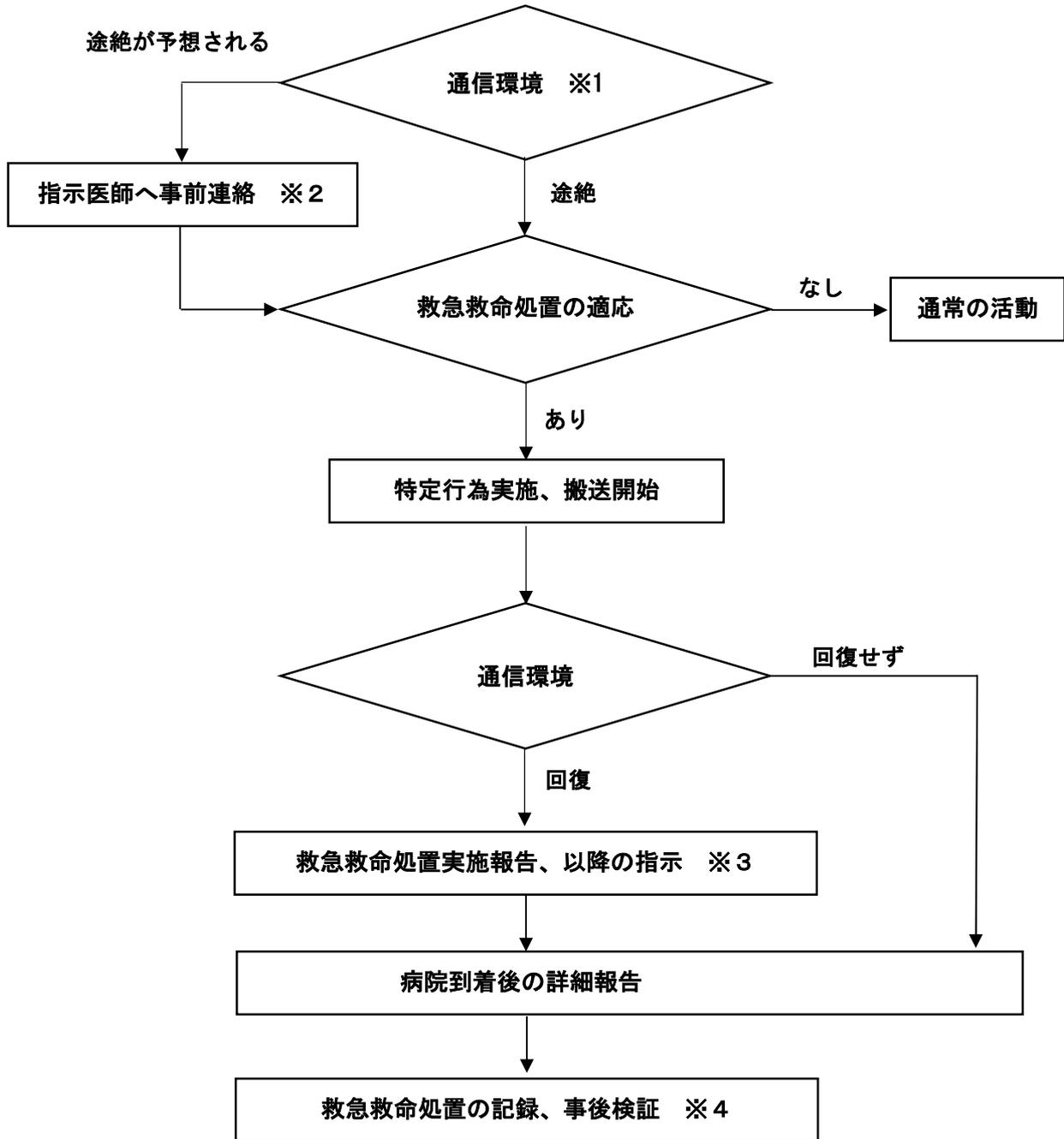


大規模災害時等の通信途絶における救急救命処置プロトコル



(細則)大規模災害時等の通信途絶における救急救命処置

1 対象

次の2つを共に満たす場合(※1)

- ・大規模自然災害、局地的な災害における停電時、山間部及びトンネルなどの環境的な要因によって通信が途絶し医師の具体的な指示が得られない場合、又は通信の途絶が想定される場合。
- ・他に通信の代替手段がなく、傷病者の切迫性から医師の具体的な指示なしに救急救命処置をやむを得ず実施する必要がある場合。

2 留意点

- ・予め通信途絶となる地域での活動が想定される場合は、指示医師に対して事故の概要と通信途絶となる旨を事前に伝え、予測される具体的な指示を得る。(※2)
- ・活動中に通信が回復した時点で、具体的な指示なく実施した救急救命処置の内容、傷病者の状況等について報告し、以降の活動に係る指示を受ける。(※3)

3 事後検証(※4)

(1) 救急救命士法第46条第1項に基づき、救急救命処置録へ救急救命処置を受けた者の状況、救急救命処置の内容等に関する詳細な記録を残すとともに、以下の事項についても記録しておくこと。

- ・通信途絶の状況
- ・通信手段の確保に関して講じた措置内容
- ・代替手段がなかったこと及びないと判断した根拠や理由
- ・傷病者の切迫性

(2) (1)に記載された内容に基づき、通信途絶の状況等の環境的要因も考慮した上で、メディカルコントロール体制の中で事後検証を受けること。

令和6年 6月 5日 策定